

## I. 事実の概要

平成11年12月13日深夜0時頃、Xほか5名は路上で口論となった初対面のA、B両名に対して、傷害の故意で、公園において約2時間にわたり、背後から羽交い絞めにして手拳で顔面や腹部を殴打し、地面に押し倒して頭部や腹部を踏みつける等の暴行を間断なく続けた。Xらは知らなかったが、Bには高度の心臓疾患があり、Bは上記暴行による外傷はなかったものの、心臓麻痺により死亡した。

同日午前2時過ぎ、XらはXのマンション居室(4階)にAを連れ込み、約45分間、腕にタバコの火を押し付けたりドライバーで顔をこすったり、殴る蹴るの暴行を断続的に加えた。Aは公園、マンション居室内での合計3時間に及ぶ一連の暴行により、顔面挫傷、肋骨骨折等の傷害を負った。

午前3時頃、激しい音や振動に目を覚まし、苦情を言いに来た下の階の部屋の住人TにXらが対応しているすきを見て、AはXらを押しのけて上記マンション居室ドアから靴下履きのまま逃走し、マンションの階段を、途中足を踏み外し転倒しながらも駆け下り、マンション敷地外へ脱出した。Xの仲間2名(Y、Z)はAを追ってマンション入口まで降りてきたが、Aを見失ったため追跡を断念しXの居室へ戻った。

AはY、Zがマンション入口まで追ってきた事実を認識していなかったが、一刻も早くマンションから離れたいという一心で逃走を続けた。逃走を開始してから約10分後、マンションから800m離れた高速道路に侵入したところ、時速100kmで疾走してきたトラックに衝突され約20m飛ばされた後に後続車両に轢過され、同事故による脳挫傷で死亡した。

後の捜査で、血痕や足跡から、Aは、人気のない県道を一直線に進み、高速道路と立体交差する地点で、トンネル脇の草木の茂る急斜面を登り、高さ2,3mのフェンスを越えて高速道路に進入し、1分間に5台程度の交通量であったかかる高速道路を、中央分離帯(高さ1,5m)を超えて反対車線に進入し、当該事故現場に到達していたことが明らかになった。

## II. 問題の所在

### 1. 被害者の素因と因果関係

XはBを暴行し、Bは心臓麻痺で死亡しているが、Bには高度の心臓疾患があり、それが死亡結果に寄与している。そこで、Xの暴行行為とBの死亡結果との間に法的に因果関係が認められるか。因果関係の判断基底が問題となる。

### 2. 被害者の行為の介在と因果関係

また、XはAを暴行し、Aはその逃走の過程で交通事故にあい轢死しているため、Xの暴行行為後の介在事情が死因を形成している。そこで、Xの暴行行為とBの死亡結果との間に法的に因果関係は認められるか。因果関係の判断基準が問題となる。

### III. 学説の状況

#### 1. 因果関係の判断枠組み<sup>1</sup>

α 説：条件説(同等説・等価説)

行為と結果との間に事実的関係があれば因果関係が認められるとする。

α-1 説：仮定的消去法公式

「当該行為がなかったならばその結果は発生しなかったであろう」という条件関係のみで因果関係を認める<sup>2</sup>。

α-2 説：合法則的条件公式

行為と結果の間をつなぐ事実的経過を順次にたどりつつ検討したとき、それぞれが自然法則により説明できる形でつながっている場合に因果関係を認める<sup>3</sup>。

β 説：相当因果関係説(相当説・相当性説)

法的因果関係が認められるためには、条件関係に加えて、「相当性」を必要とする。判断の基礎事情(判断基底、判断資料)の限定の問題と判断基準の問題について、以下の学説の対立状況がある。

β-1 説：主観説

現実に存在した事情のうち、行為時に行為者本人が現に認識した事情および本人に認識しえた事情のみを基礎事情として、その行為からその結果の生じることが経験則上ありうるかどうか判断する<sup>4</sup>。

β-2 説：客観説

行為時に存在した全事情および一般通常人が予見可能であった行為後の事情を基礎事情として、その行為からその結果の生じることが経験則上ありうるかどうか判断する<sup>5</sup>。

β-3 説：折衷説

現実に存在した事情のうち、行為時に行為者本人が現に認識した事情および一般通常人が認識可能であった事情を基礎事情として、その行為からその結果の生じることが経験則上ありうるかどうか判断する<sup>6</sup>。

β-4 説：折衷的相当因果関係説+危険の現実化説(井田説)

現実に存在した事情のうち、行為時に行為者本人が現に認識した事情および一般通常人が認識可能であった事情を基礎事情として、禁止された行為の実質としての危険性が結果の発生によって確証されたとき(行為の危険性が結果に実現したとき)のみ因果関係が認められる(結果発生の態様の抽象化は、死因が同一である限度において可能である)<sup>7</sup>。

γ 説：客観的帰属論(危険の現実化説)

客観的帰属の理論(客観的帰属論)とは、結果を行為者の「しわざ」であるとして行為者に帰属しうるかどうか判断するための理論の総称である<sup>8</sup>。

<sup>1</sup> 本問においては、「行為時の特殊事情」と「行為後の介在事情」とで別個の規範が対応するか否か学説で争いがあるため、両者を区別して記載することはせず、法的因果関係の判断枠組みとして一括りにして扱った。

<sup>2</sup> 浅田和茂『刑法総論〔補正版〕』(成文堂、2007年)133頁以下、井田良『講義刑法学・総論(補訂)』(有斐閣、2011年)117頁以下参照。

<sup>3</sup> 井田・前掲 120 頁以下参照。

<sup>4</sup> 山中敬一『刑法総論〔第2版〕』(成文堂、2008年)266頁参照。

<sup>5</sup> 山中・前掲 266 頁以下参照。

<sup>6</sup> 大谷實『刑法講義総論〔新版第3版〕』(成文堂、2009年)218頁以下。なお、山中・前掲 267 頁・注 20、井田・前掲 128 頁も参照。

<sup>7</sup> 井田良『刑法総論の理論構造』(成文堂、2008年)54頁以下。なお、林幹人『判例刑法』(東京大学出版会、2011年)31頁以下も参照。

<sup>8</sup> 山中・前掲 246 頁以下。

γ-1 説：危険の現実化説(山口説)

「行為の危険性が結果へと現実化したか」(危険の現実化)が規準とされて因果関係が判断される<sup>9</sup>。  
なお、実行行為概念は因果関係の起点という以上の意味は持ちえない。

γ-2 説：危険の現実化説(前田説)

①行為の危険性の大小、②介在事情の異常性の大小、③介在事情の結果への寄与度の3要素を総合考慮して、実行行為が有した危険が結果の中に実現したといえるか、という基準で因果関係を判断する<sup>10</sup>。

γ-3 説：客観的帰属論(山中説)

①条件的因果連関(条件関係はあるか)、②危険創出連関(行為の時点で許されざる危険を創出したか)、③危険実現連関(事後判断によって、創出された危険が規範の保護目的に含まれる結果に実現したか)、という点が検討される<sup>11</sup>。

#### IV. 判例

##### ● 平成 20 年 6 月 3 日 仙台地方裁判所<sup>12</sup>

「傷害致死罪における致死の原因たる暴行は、必ずしもそれが死亡の唯一の原因又は直接の原因であることを要するものではなく、被害者の身体にある高度の病変と暴行とがあいまって死亡の結果を生じた場合であっても、因果関係を肯定する余地がある〔…〕ところ、本件暴行は、〔…〕執拗で相当に強度の危険なものであり、そのため、被害者は、強い恐怖を感じ、大声を出して裸足のまま約 158 メートルもの距離を必死に走り、通行人に助けを求めている。相当強度の暴行を立て続けに加えられた被害者が、恐怖心から必死に逃走するのは当然のことであり、その逃走行為が被害者が有していた冠状動脈異常に作用して死因となった急性循環不全を引き起こしたものである。世の中には、心臓等の持病を抱えて脆弱な体質ながら通常の社会生活を送っている者が少なからず存在しており、本件のような暴行及びその後の逃走行為がその持病等に作用して死亡の結果が生じることもあり得ることであり、被告人が被害者の冠状動脈異常を認識していたか否かに拘わらず、本件暴行により恐怖を覚えた被害者が逃走し、それが被害者の冠状動脈異常に作用して急性循環不全を誘発したのであるから、本件暴行と被害者の死亡との間には因果関係があるといえる。」

##### ● 昭和 59 年 7 月 6 日 最高裁判所第三小法廷<sup>13</sup>

「本件被害者の死因となつたくも膜下出血の原因である頭部擦過打撲傷が、たとえ、被告人及び共犯者二名による足蹴り等の暴行に耐えかねた被害者が逃走しようとして池に落ち込み、露出した岩石に頭部を打ちつけたため生じたものであるとしても、被告人ら三名の右暴行と被害者の右受傷に基づく死亡との間に因果関係を認めるのを相当とした原判決の判断は、正当である。」

<sup>9</sup> 山口厚『刑法総論 〔第2版〕』(有斐閣, 2011年)59頁以下。

<sup>10</sup> 前田雅英『刑法総論講義 〔第5版〕』(東京大学出版会, 2011年)189頁以下。

<sup>11</sup> 山中・前掲 279頁以下。なお、高橋則夫『刑法総論』(成文堂, 2010年)126頁以下も参照。

<sup>12</sup> 「裁判所判例検索システム」[http://www.courts.go.jp/search/jhsp0010?action\\_id=first&hanreiSrchKbn=01](http://www.courts.go.jp/search/jhsp0010?action_id=first&hanreiSrchKbn=01) より引用。他に、被害者の素因が存在しても因果関係を肯定した判例・裁判例として、布団むし心臓疾患事件(最判昭和 46・6・17 刑集 25 卷 4 号 567 頁)、結核性病巣事件(最決昭和 49・7・5 刑集 28 卷 5 号 194 頁)、潰瘍病変事件(札幌地判平成 12・1・27 判タ 1058 号 283 頁)、最判昭和 36・11・21、最判昭和 32・3・14、最判昭和 25・3・31、最判昭和 22・11・14、甲府地判平成 17・10・27(出典のないものについてはいずれも前掲サイトより)。

<sup>13</sup> 最決昭和 59・7・6 刑集 38 卷 8 号 2793 頁より引用。他に、行為後に被害者の行為が介在しても因果関係を肯定した判例・裁判例として、高速道路侵入事件(最決平成 15・7・16 刑集 57 卷 7 号 950 頁)、最判昭和 25・11・9 刑集 4 卷 11 号 2239 頁、最決昭和 46・9・22 刑集 25 卷 6 号 769 頁、東京高判平成 16・12・1 判時 1920 号 154 頁。

## V. 学説の検討

因果関係の判断は、発生した結果を当該行為に帰することができるかという客観的帰責の問題であるから、行為と結果との間に事実的因果関係が存在するだけでは帰責という法的な意味を持ちえない。また、事実的因果関係のみによれば、結果が極めて異常な経過をたどって生じた場合にまで広範囲に因果関係が認められてしまうため、結論としても不当である。したがって、事実的因果関係のみで法的因果関係を認める $\alpha$ 説(条件説)は採用できない。

これに対し、 $\beta$ 説(相当因果関係説)は、条件関係が認められる結果のうち、行為者に帰属せしめるのが社会通念上相当と認められる結果だけを選び出し、処罰範囲の適正を図る機能を因果関係に持たせる点で妥当とも思える。しかしながら、以下の点に疑問がある。

まず、判断基底論自体に疑問がある。 $\beta$ 説(相当因果関係説)は、現実に存在した事実<sup>14</sup>を、いわば「なかった」ものとして取り扱うことになる<sup>15</sup>。しかし、そうすると、そこには一定の仮定性ないしは仮想性を伴うことになるが、結果惹起という現実的連関を把握する因果関係に関する理論としては違和感があり、また、実際に存在した事情を「なかった」ものとして扱うことは不自然である。さらに、判断基底から行為時の特殊事情として被害者の素因を取り除いてしまうと危険の負担を一方的に被害者に押し付けることにもなりかねず、処罰の適正を図る $\beta$ 説(相当因果関係説)の趣旨に合致するとは言えないのではないかと考えられる<sup>16</sup>。そして、最大の疑問としては、行為後の介在事情をあたかも行為時の特殊事情のごとく判断基底から捨象してしまうことで逆に因果関係が認められてしまうということである(判断基底の画定は、本来ならば因果関係の限定のためにのみ使われるはずである)<sup>17</sup>。これらの批判を免れることができるのは従来型の相当因果関係説の中でも $\beta$ -3説(客観説)のみであるが、行為時の事情か行為後の事情かによって因果関係の成立が全く変わってしまうにもかかわらず、実際には行為時なのか行為後なのかを明確に区別することは極めて困難である。また、同説にはそもそも行為時と行為後とで対応を区別する理論的根拠が一切ない。

次に、判断基準についても疑問がある。 $\beta$ 説(相当因果関係説)は「経験的通常性」を判断基準とするが、高度の蓋然性が必要なのか、それとも、ある程度の可能性でよいのか、など判断基準としては全く不明瞭である上、「結果発生の相当性」と「結果帰属判断の相当性」とを混同している<sup>18</sup>との批判も可能である。

このような従来の相当因果関係説に対して、「死因の同一性」という観点から行為の危険性の確証の関係を判断する $\beta$ -4説(井田説)は、これらの批判をある程度回避することが可能であるが、「死因の同一性」という基準自体に一般性を持ちうる理論的根拠があるわけではない<sup>19</sup>。

そもそも因果経過とは、法益侵害・危険の惹起の過程であり、実行行為の客観的な危険性の現実化の過程であるから、①行為の危険性は行為時に存在した事情を基礎に客観的に判断され、②「行為の危険性が結果へと現実化したか」(危険の現実化)を基準として因果関係を判断すれば足りる(介在事情の予測可能性はその判断に意味を持ちうる限りで考慮される)。したがって、 $\gamma$ -1説(山口説)が妥当である。

これに対して、「危険の現実化」という点で、 $\gamma$ -2説(前田説)は、 $\gamma$ -1説(山口説)に考慮要素を提示するものとも捉えられるが、各要素間の関係性が不明瞭である上、総合考慮という事後的に検証不可能な判断を行うため採用できない。

他方で、ドイツで通説的地位を占める客観的帰属論は、類型化や規範的分析が精緻でありそれなりに

<sup>14</sup> 手続法的には公判において認定された事実ということになる。

<sup>15</sup> 安達光治「客観的帰属論—犯罪体系論という視点から—」『理論刑法学の探求①』(成文堂、2008年)54頁以下。

<sup>16</sup> 前掲の平成20年6月3日仙台地方裁判所判決も同趣旨と考えられる。

<sup>17</sup> 小林憲太郎・島田聡一郎『事例から刑法を考える〔第2版〕』(有斐閣、2011年)261頁。

<sup>18</sup> 安達・前掲55頁。

<sup>19</sup> 小森田恵樹「因果関係(2)」『刑事事実認定重要判決50選(上)〔補訂版〕』(立花書房、2011年)50頁参照。

適切な考え方ではあるが、日本でも論者ごとに類型化の仕方や考慮要素の挙げ方にかなりのばらつきがあり、そのように学説が全くの不一致の状況があるにもかかわらず、あえて実行行為概念や因果関係概念を放棄してまで客観的帰属論に代替する必要はない。ゆえに、ドイツの客観的帰属論をほぼそのまま持ち込もうと考える $\gamma$ -3(山中説)は採用できない。

## VI. 本問の検討

### 1. Bに対する罪責

Xは、2時間にわたってBに暴行を加え、Bは心臓麻痺によって死亡している。そこで、Bの当該行為について傷害致死罪(205条)が成立しないか。

- (1) まず、Xの、2時間にわたってBの顔面や腹部を手拳で殴打、踏みつけるなどした行為は、Bの生活機能を障害する危険性を有する行為であるから傷害罪(204条)の実行行為が認められる。そして、心臓疾患によりBは死亡しているから、構成要件の結果の発生している。
- (2) もっとも、Bは外観上全くわからない高度の心臓疾患による心臓麻痺で死亡している。そこで、Xの暴行とBの死亡結果との間に因果関係は認められるか。行為時に被害者の素因という特殊事情が存在していた場合において、因果関係の判断基底が問題となる。

この点について、検察は $\gamma$ -1説(山口説)を採用するところ、行為時に客観的に存在した事情を基礎に、行為の危険性が結果に現実化したかを判断するべきである(被害者の身体にある高度の病変と暴行とがあいまって死亡の結果を生じた場合であっても、因果関係を肯定する余地があることについて、前掲の平成20年6月3日仙台地方裁判所判決を参照)。

本問では、Xは、背後から羽交い絞めにされ無抵抗状態にあったBを、手拳で顔面や腹部を殴打し、また、Bを地面に押し倒して頭部や腹部を踏みつける等の執拗な暴行を2時間という長時間にわたってしかも間断なく続けている。このような長時間の継続的かつ強度の暴行によっては、極寒の野外であったことも相まって、Bの心臓に加わる負荷は激しい運動と比べて同等以上の大きさであったと思われる。したがって、Bが激しい運動程度の負荷で心臓麻痺に至るおそれのある高度の心臓疾患を有しているという事情の下では、当該暴行はBを心臓麻痺に至らしめる相当の危険性を有しており、まさにBは当該暴行によって心臓に負荷を加えられ心臓麻痺で死亡したのであるから、Xの暴行の危険性が現実化したのだといえる。したがって、Xの暴行とBの死亡結果との間には因果関係が認められる。

- (3) また、Xは傷害の故意(38条1項)を有していた。
- (4) 以上より、XのBに対する当該行為について、傷害致死罪が成立する。

### 2. Aに対する罪責

Xは、公園及びマンション居室で、Aに対して、約3時間にわたり暴行を加え、顔面挫傷、肋骨骨折等の傷害を負わせている。そして、Aは高速道路で轢死している。このようなXの行為について傷害致死罪が成立しないか。

- (1) まず、Xは暴行によってAの生活機能を障害しているから、傷害の実行行為が認められる。また、Aは轢死しているから、構成要件の結果が発生している。
- (2) もっとも、Aの死亡の直接の原因は、AがXの暴行から逃れようと高速道路に侵入した際に轢過されたことである。そこで、Xの暴行とAの死亡結果との間に因果関係が認められるか。行為後の介入事情が存在した場合において、因果関係の判断基準が問題となる。

この点について、検察は $\gamma$ -1説(山口説)を採用するところ、行為の客観的危険性が結果へと現実化したかを判断基準とするべきである。

これを本問について検討すると、Xは、背後から羽交い絞めにされて無抵抗状態であるAに対し

て、手拳で顔面や腹部を殴打し、また、地面に押し倒して頭部や腹部を踏みつけた。さらにその後、タバコの火を押し付けたりドライバーで顔をこすったりするなど、一方的かつ強度の物理的攻撃を加えており、合計で約3時間という長時間にわたって継続的に相当強度の暴行を行っている。特に、Xのマンション居室における暴行は、階下の部屋の住人を起こすほどの激しい音や振動を生じさせたことを考えれば、かなり強烈なものであったといえる。このような相当強度の暴行からAが逃れようとするのは当然である。そして、4階の居室は閉鎖性が高く、窓からの脱出は困難であり、また、深夜3時では人の往来もほとんどなければ、まだ暗いため視界が悪くマンションの内外から見えづらい環境にもあり、誰かの救出を期待することはできないと考えるのが自然である。ゆえに、AがXの暴行から逃れるには、Xの居室から逃走して、安全な場所に避難するほかなかったといえる。たしかに、トンネル脇の草木の茂る急斜面を登り、高さ2.3mものフェンスを越えて高速道路に進入する等のAの行為はそれ自体高度に危険であり異常なようにも見える。しかしながら、一般に県道は国道に比較すると自動車の往来が少なく、本件県道は人気もなかった。ましてやAは暗闇で視界が悪く人の往来する時間帯でもない深夜3時頃に逃走しているのであるから、Xの居室脱出後から高速道路に侵入するまでに、Aが誰かに救助を求めたり、あるいは、誰かに発見され保護されたりすることも絶望的であったといえる。このような事情の下で、高速道路に侵入するという行為は当該暴行行為からいわば誘発されたものであり、救助を求めにくいひと気のない県道を、しかも暴行の恐怖から一直線に必死に逃走を図っていたAの精神状態からすれば、とっさにそのような行動を選択したものと認められ、その行動が、Xの暴行から逃れる方法として、著しく不自然、不相当であったとはいえない。したがって、Xの暴行行為の危険性が現実化したといえる。ゆえに、Xの暴行とAの死亡結果との間には因果関係が認められる(被害者の逃走行為から生じた死傷結果であっても因果関係が認められうることについては前掲の昭和59年7月6日最高裁第三小法廷決定を参照)。

(3) また、Xは傷害の故意を有していた。

(4) 以上より、XのAに対する当該行為について、傷害致死罪が成立する。

## VII. 結論

したがって、A、Bそれぞれに対する傷害致死罪が成立し、両罪は併合罪(45条前段)となる。

以上